

須坂市 関係人口創出・拡大促進等業務委託  
に係る公募型プロポーザル実施要領

2024年5月

須 坂 市

## 1 目的

本事業は、須坂市 関係人口創出・拡大促進等業務について、プロポーザル方式(※)により最も効果的な運営ができる業務委託先を選定し、当市の関係人口創出・拡大を図ることを目的とする。

※最も優れた提案をした者を契約候補者として選定し、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結する。

## 2 プロポーザルの概要

### (1) 名称

須坂市 関係人口創出・拡大促進等業務委託公募型プロポーザル

### (2) 主催者

須坂市

### (3) 担当部署

須坂市総務部政策推進課

### (4) 公募型プロポーザル方式を選択した理由

本事業では、須坂市特有の魅力や課題、ふるさと納税の基本的な内容を理解し、本市が求める業務を実施する知識、アイデア、情報発信能力等が必要となる。また、継続的に須坂市の「関係人口」として関わる都市部人材の確保や、都市部人材と須坂市との協働を伴走支援する経験やノウハウ、ネットワークが必須である。

民間事業者の持つ実績・ノウハウ・アイデアを活かした提案を広く求め、より優れた成果が期待できる業務委託先を選定するため、公募型プロポーザル方式によるものとする。

## 3 業務の概要

(1) 業務名称 須坂市 関係人口創出・拡大促進等業務委託

(2) 業務内容 別紙「(2024 年度 恋人の聖地事業) 須坂市 関係人口創出・拡大促進等業務委託仕様書」(以下、「仕様書」とする。)による。

(3) 履行期間 契約締結日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

(4) 限度額 金 3,000,000 円以内 (消費税及び地方消費税額を含む。)

## 4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

(1) 地方公共団体の行財政運営について高い見識を有していること。

(2) 須坂市物品購入等入札(見積)参加資格者名簿に登録があり、本件の委託業務の企画提案書を提出する時点で、須坂市物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱(平成 30 年 1 月 1 日施行)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。

## 5 プロポーザルへの参加方法

提案に参加する場合は次の書類各 1 部を 2024 年 5 月 15 日（水）午後 5 時までに提出すること。（郵送の場合は期限までの必着とする）

- ① 参加申込書（様式 2）
- ② 消費税、地方消費税等の納税証明書の写し

## 6 企画提案書等の提出

企画提案書等は下記の通り、2024 年 5 月 29 日（水）午後 5 時までに提出すること。（郵送の場合は期限までの必着とする）

### (1) 提出書類及び作成要領

- ① 企画提案書届出書（様式 3）
- ② 業務実績書（様式 4）
- ③ 業務実施体制（様式 5）
- ④ 企画提案書（任意様式）
  - ・表紙には「須坂市 関係人口創出・拡大促進等業務企画提案書」と記入する。
  - ・次の内容を盛り込むことに加え、強調したい事項等を記載した独自の提案書とすること。
    - ア 都市部人材の確保・伴走体制
    - イ 情報発信手法
    - ウ その他（提案者独自の企画、アイデア、PR ポイント等）
- ⑤ 本業務の実施スケジュール案（任意様式）
- ⑥ 見積書（任意様式）
- ⑦ 上記書類の電子データ一式

### (2) 企画提案書等の留意事項

- ① 提出書類の企画は A 4 サイズ・片とじ・横書きとする。（両面印刷可）
- ② 企画提案書は仕様書との整合を十分に図り、須坂市の現状や課題を踏まえ、取組みに対してどのような支援ができるか、都市部人材を確保・コーディネートでき

るか等について、PR したいポイントや提案趣旨を明確にする。

- ③企画提案書のページ数は 10 ページ以内とすること。(表紙はページ数に含めないものとする。)
- ④提出書類に虚偽の記載をした場合には、本プロポーザルの参加を取り消すとともに、虚偽の記載をした会社について指名停止を行う場合がある。
- ⑤企画提案書等の記載事項に不備がある場合、再提出を依頼する場合があるため、期間に余裕をもった提出を行うこと。
- ⑥提出部数は (1) ①～⑥については 5 部とすること。⑦については CD-R で 1 部提出すること。

### (3) 提出方法等

提出期間

「12 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール」に記載

提出先

「14 問い合わせ・書類提出先」に記載

提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）

## 7 質問書の受付及び回答

### (1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問書（様式 1）により 2024 年 5 月 13 日（月）午後 5 時までに持参または電子メールにより提出すること。

### (2) 受付期間

「12 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール」に記載

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、提案者の認識を統一するため、質問者匿名にて須坂市ホームページ上で回答を掲載する。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の内容追加・修正とみなす。

## 8 契約予定者の選定方法等

プロポーザルの審査は、以下のとおり実施する。

- (1) 本プロポーザルでは、須坂市関係人口創出・拡大促進等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業者の選定を行うものとする。
- (2) 参加資格者から期限までに提出された書類に基づいて、委員会委員へのプレゼンテーションを行い、須坂市が定める基準により審査した結果、最高評価の 1 事業者を契約候補者とする。なお、契約候補者に契約することができない何らかの事由が発生した場合は次順位者の繰上げにより新たな契約候補者として手続きをする。

- (3) 提案が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、契約予定者となることのできる最低基準点を満点の60%とし、最低基準点を得られなかった場合は、契約予定者として選定しない。
- (4) 審査方法は、別表「審査基準表」に基づき、審査項目ごとに評価を行うものとする。
- (5) 実施方法については、以下のとおりとする。
  - ① 実施方法
    - ・プレゼンテーション 20分以内
    - ・質疑応答 10分以内
  - ② その他
    - ・提出書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、当日追加での資料は認めないものとする。
    - ・説明に際し、パワーポイントその他のパソコンの使用は可とし、スクリーン及びプロジェクターは市で用意する。
    - ・ノートパソコンその他必要な備品は各自準備すること。
    - ・審査結果は、後日、全ての参加者に通知する。

## 9 審査基準

別紙「審査基準」に記載のとおり

### 10 選定結果の通知

選定結果については、2024年6月中旬に郵送にて提案者全員へ通知するとともに、本市ホームページにて公開する。

なお、審査結果に異議を申し出ることにはできないものとする。

### 11 業務委託契約

契約予定者と交渉を行い、内容について合意の上、随意契約により契約を締結する。

### 12 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

内 容	期 間 等
プロポーザル募集開始	2024年5月7日(火) ※市ホームページに掲載
質問書受付期間	2024年5月7日(火)～2024年5月13日(月)
参加申込書提出期間	2024年5月7日(火)～2024年5月15日(水)
参加承認通知等	2024年5月17日(金)※郵送により通知
企画提案書等提出期限	2024年5月29日(水)午後5時※必着
プレゼンテーション 実施及び評価・選考	2024年6月4日(火)

選考結果通知	2024年6月中旬 ※郵送により通知（市ホームページにも掲載）
業務委託契約締結	2024年6月中旬予定

※ スケジュールは、選定委員会において必要に応じて変更する場合があります。

### 1.3 その他

- (1) 企画提案書などの作成経費や旅費等の必要経費等、本件参加に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書や会社概要その他提出した書類に虚偽や偽造があった場合は失格とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 審査の過程や参加者ごとの評価の詳細については公表しない。
- (5) 業務の実施については、企画提案書の内容を基本とするが、契約書の範囲内で担当部局と打ち合わせを実施しながら作業を進めるため、必ずしも企画提案書通りの作業スケジュールとはならない。

### 1.4 問い合わせ・書類提出先

〒382-8511 須坂市大字須坂 1528 番地 1

須坂市総務部政策推進課（市役所本庁舎 2 階）

担当：小林（係長） 山本（担当者）

電話：026-248-9017（課専用）

ファクシミリ：026-246-0750

電子メール：seisakusuishin@city.suzaka.nagano.jp

(別表)

## 審査基準表

審査項目	審査の視点	配点
業務実績	本業務の委託を請け負うに足る関連業務の受託実績を有しているか。	5/100
業務体制	業務内容に対して必要な経験・能力を有するスタッフが十分に確保されているか。	5/100
業務方針	本業務の目的、内容が十分理解できているか。	10/100
企画提案内容	本業務を遂行するにあたり、適切なスケジュールが計画されているか。	10/100
	仕様書の記載内容について期限内に確実に実施できる体制とノウハウを備えているか。	10/100
	本市の現状と課題やふるさと納税の基本的な内容を理解し、関係人口の拡大が期待できる内容であるか。	10/100
	須坂市と協働する都市部人材を集め、伴走型支援を行うノウハウやネットワークを備えているか。	10/100
	須坂市と協働する都市部人材との継続的な関係性を構築するための効果的な提案がなされているか。	10/100
	本業務で創出した企画内容を、魅力的に外部に発信する具体的な提案がなされているか。	10/100
プレゼンテーション能力	担当者は提案内容を明確に説明しているか。審査員の質問についての的確に回答しているか。	10/100
見積価格	見積金額、見積内容が適正であるか。	10/100
合計		100/100

審査員1名の持ち点は100点とし、審査点数の満点はプレゼンテーション当日の委員会委員数×100点とする。

合計点数が最低基準点（満点の60%）以上となる者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。